

(定款の変更等)

第六条 合成ゴム会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第七条 合成ゴム会社は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年

第八条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、合成ゴム会社に対し、その業務又は経理の状況に關し、報告をさせることができる。

第九条 通商産業大臣は、第五条第一項又は第六条(合成ゴム会社の定款の変更の決議に係るものについては、当該会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。)の認可をしようとするときは、大臣に協議しなければならない。

第十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした合成功会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

第五条第一項の規定に違反して、事業計画又は資金計画の認可を受けなかつたとき。

三 第七条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表及び損益計

附則

- 2 この法律は、公布の日から施行する。

3 合成ゴム会社の成立の日の属する營業年度の事業計画及び資金計画については、第五条第一項中「毎營業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後逕済なく」と読み替えるものとする。

4 この法律の規定による日本開発銀行の出資による方式は、この法律の施行の日から一年を経過したときは、別に法律で定めるところにより、逕済なく、政府の出資による方式に切り換えられなければならない。

5 前項に定める措置により政府の出資を受けることとなる会社に關し、当該出資を受けることに伴い必要な事項については、別に法律で定める。

○長谷川政府委員 合成ゴム製造事業
特別措置法案につきまして、その提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

ムの使用がいまだ十分普及されていないため、その販売価格は天然ゴムよりも安価でなければならず、またゴム製品の輸出競争力を増強する見地から見ましても、その販売価格は、少くともその輸入価格並でなければならないからであります。

をもつて出資することとし、本年度はとりあえず日本開発銀行から出資を行なうとともに、設備に要する資金については政府がこれが確保に努めることの必要を認めますので、今回この法案を提出いたした次第であります。

次にこの法案の要点を申し上げますと次の通りであります。

その第一は、合成ゴム製造事業を育成する措置の一つとして、日本開発銀行が、合成ゴムの製造事業を営むこと

出資は、間接的には財政投資の性格を有しておりますと同時に、後で申し上げますように政府の直接投資に切りかえることを予定しておりますので、出資を受けた会社に対する政府の監督に関する規定を設けたことであります。すなわち役員の人事に関しましては、代表取締役の選定ないし解職、並びに監査役の選任ないし解任の決議については、通商産業大臣の認可を要するものとし、会社の定款の変更、利益金の

うるさいから、おまけに田舎が上を

算書並びに営業報告書を提出せねばならぬ、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

四 第八条の規定による報告をしたとすべき。又は虚偽の報告をしたとき。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 合成ゴム会社の成立の日の属する営業年度の事業計画及び資金計画については、第五条第一項中「毎當業年度の開始前に」とあるのは、「その成立後遷常なく」と読み替えるものとする。

3 この法律の規定による日本開発銀行の出資による方式は、この法律の施行の日から一年を経過したときは、別に法律で定めるところにより、遷常なく、政府の出資による方式に切り換えられなければならぬ。

4 前項に定める措置により政府の出資を受けることとなる会社に關し、当該出資を受けることに伴い必要な事項については、別に法律で定める。

増大する傾向にあるのであります。一方原料ゴムは、天然ゴムの生産の増加がほとんど期待できないため、その需要増加の大部 分を合成ゴムの供給によって充足しなければならない情勢であります。わが国におきましても、今後増大する原料ゴムの需要の充足を保証するためには、相当多量の合成ゴムを確保しなければならないのであります。これが輸入によつて確保することは、諸外国における合成ゴムの生産がいまだその国の需要をすら満たすに至つていい状況にありますため、とうてい期待しがたいのであります。また合成ゴムの国产化を行いますときは、原料ゴムの輸入に要する多額の外貨の節約に資するのみならず、ゴム製品の価格の安定をもたらすこととなり、現在相当の輸出実績を上げております。従つて合成ゴムの国产化を行ふことは、あらゆる角度から見まして、刻下の急務と存ずる次第であります。

しかして、合成ゴムの国产化を行ふに当りまして最も問題となりますのは、その販売価格であります。と申しますのは、わが国におきましては、合成ゴ

に使用される普通の合成ゴムにつきましては、その工業が典型的な装置工場であります關係上、その生産規模を規格化することによってその生産費低下をはかるよりほかはないのであります。

この場合における規模は、年間生産能力四万五千トン程度でなければならぬないと考えられるのであります。このことは、現在計画中の諸外国においても見られるところであります。合成ゴムの原料の割高なわが国においては、日本にその必要性が認められるのであります。しかしながら、合成ゴムの国产化を右のような、生産規模において行なうといたしますと、これがため巨額の資金が必要となります上に、操業開始の初期におきましては、合成ゴムの需要がその生产能力に見合わないのであります。従いまして、合成ゴムの国産化は、民間のみの力による場合はもとより、日本開発銀行による相当多額の低利融資によりましてその急速な実現を期することはきわめて困難であると認められます。かような事情にからみまして、合成ゴムの製造事業に対する政府資金成

業のり大産のりを目的とする株式会社に対し、出資を得たとしたことあります。その出し得る限度は、会社の発行済株式の数の二分の一以内であり、その金額十億円を限度としているのです。そして、どのような会社に日本発銀行が出資し得るかは、法律的に特定していなければなりませんが、出を受けることのできる会社は、大臣及び通商産業大臣が承認することにいたしているのであります。のような会社を承認するかといふことは、すでに申し上げましたように事にかんがみまして、今後における合ゴムを量的にも確保でき、また天然ゴムに対抗してその事業が健全な発達遂げ得るような製造方法なり生産模、生産費等の諸条件を具備したものを承認するものとし、その承認の基準は政令で定めることとしたのであります。

第二の要点は、さきに述べましたようにこの事業は約百四十億という多額の資金を要しますので設備資金の調査について特に規定し、政府がこれが保に努めることにしたことあります。

第三の要点は、日本開発銀行によ

を目的とする株式会社に対し、出資を得たとしたことであります。その出資の限度は、会社の発行済株式の数の二分の一以内であり、その金額は十億円を限度としているのであります。そして、どのような会社に日本発銀行が出資し得るかは、法律的に特定していないのですが、出資を受けることのできる会社は、大臣及び通商産業大臣が承認するということにいたしてはいるのであります。このような会社を承認するかといふことは、すでに申し上げましたように事にかんがみまして、今後における合ゴムを量的にも確保でき、また天然ゴムに対抗してその事業が健全な発達遂げ得るような製造方法なり生産規模、生産費等の諸条件を具備したものとし、その承認の基準は政令で定めることといたしましたります。

第二の要点は、さきに述べましたようにこの事業は約百四十億という多額の資金を要しますので設備資金の調達について特に規定し、政府がこれが担保に努めることにしたことであります。

第三の要点は、日本開発銀行によつて出資は、間接的には財政投資の性格を有しておりますと同時に、後で申し上げますように政府の直接投資に切りかえることを予定しておりますので、出資を受けた会社に対する政府の監督に関する規定を設けたことであります。すなわち役員の人事に関しましては、会社の定款の変更、利益金のとし、会社の定款の変更、利益金の

機械工業振興臨時措置法（昭和三十一年法律第百五十四号）の一
部を次のように改正する。

第二条第一項中「機械器具」の下に「(電子機器を除く。)」を加える。

第十四条中「機械工業の」を「機械工業（電子工業を除く。以下同じ。）」に改める。

○長谷川政府委員 電子工業振興臨時措置法案につきまして、その提案理由と法律案の概要を御説明申し上げます。
電子工業は、最近において急速な発展を見つかる近代産業の一つであり、国の基幹産業として関連各産業部門への応用面はまさに無限の広がりを有しているとも申すべく、その将来性について最も期待を持たれている重要な産業であります。わが国の電子工業は、過去五十年の歴史を有しておるとは申せ、それは主として電気通信の分野においてその応用研究がなされてきたにすぎず、戦時中及び戦後を通じて、歐米諸外国がその産業各部門への広範なる応用についてきわめて長足の進歩を遂げたのに對し、はなはだ立ちおくれており、今後政府及び民間の総力を結集して、できる限りすみやかにその振興をはからねばならないことを痛感する次第であります。わが国電子工業がこの大きな国家的要請にこたえるためには、一方においてよく海外先進諸国との技術を学ぶことも必要であります。わが国技術水準の着実な向上と経営基礎の確立をはかるとともに、その部品、材料及び機器全体について一貫した均衡のとれた形で電子工業全体が総合的に発展し

ていくことが切に望まれる次第であります。

このような見地から、わが国電子工業の現状を見ますに、解決さるべき幾多の問題に当面しているといわねばなりません。すなわち、わが国の電子工業は戦後十年を経てようやく一應の生産体制の整備が行われたにすぎない段階でありますし、それも主として外国の技術との提携に依存してきたと言えるのであります。しかも世界各国における電子技術の進歩はまことにめざましく、このまま推移すれば、現在の企業の技術的並びに資金的能力から見て、わが国電子技術のおくれは、ますます大きくなるものといわねばなりません。のみならず、電子機器の基礎となる部品工業の分野におきましては、多数の企業が乱立して、それぞれ多種類のものを少量ずつ生産しているという現状であります。かかる現状とこれに對処すべき国家的要請とにかんがみ、政府といたしましては昨年十月通商産業省内の機械工業審議会に電子工業振興特別部会を設置し、関係官庁の職員、学識経験者、業界代表等を委員に委嘱し、その振興対策につき慎重審議して参りましたが、最近に至り一応の結論が得られましたので、この結論に基き、かつ、さらに各方面からの検討をしてこれを上程することといたしました。そこでこれを上程することにより、総合的に電子工業の振興をはかるとともに、これにより一般産業の近代化を促進し、国民経済の健全な発展に寄与し

ようとするものであります。その骨子は次の通りであります。

本案の対象となる電子機器等は、(一)業の現状を見ますに、解決さるべき幾多の問題に当面しているといわねばなりません。すなわち、わが国の電子工業は戦後十年を経てようやく一應の生産体制の整備が行われたにすぎない段階でありますし、それも主として外国の技術との提携に依存してきたと言えるのであります。しかも世界各国における電子技術の進歩はまことにめざましく、このまま推移すれば、現在の企業の技術的並びに資金的能力から見て、わが国電子技術のおくれは、ますます大きくなるものといわねばなりません。のみならず、電子機器の基礎となる部品工業の分野におきましては、多数の企業が乱立して、それぞれ多種類のものを少量ずつ生産しているという現状であります。かかる現状とこれに對処すべき国家的要請とにかんがみ、政府といたしましては昨年十月通商産業省内の機械工業審議会に電子工業振興特別部会を設置し、関係官庁の職員、学識経験者、業界代表等を委員に委嘱し、その振興対策につき慎重審議して参りましたが、最近に至り一応の結論が得られましたので、この結論に基き、かつ、さらに各方面からの検討をしてこれを上程することといたしました。そこでこれを上程することにより、総合的に電子工業の振興をはかるとともに、これにより一般産業の近代化を促進し、国民経済の健全な発展に寄与し

法による日本開発銀行による融資のあつせん等を行いたいと考えております。その他の機種につきましても同銀行の通常の融資条件による資金あつせんを考えております。

次に生産分野の専門化、規格の統一、部品原材料の購入等を目的とする試験研究促進の必要なもの、(二)新たに工業生産に移す必要があるもの及び生産数量を増大する必要があるもの、(三)の三つに分けて、それぞれ政令で定めることになつておられます。が、それぞれ当面最も急を要するものについて重点的に取り上げたいと考えております。

振興基本計画は、ただいま申し述べ

ました電子機器等ごとに目標年度を定めて策定することといたしまして、試験研究の内容とその完成の目標年度、工業生産の開始の目標年度または目標年度における生産数量、性能または品質、生産費その他生産の合理化の目標となるべき事項をそれぞれ定めることとし、さらにこれらの実現をはかるたとし、さらには設備の近代化、専門生産体制の確立、規格統一の促進等の諸措置を定めることとなつておるのであります。

この計画は、電子工業に関する学識経験者等をもつて構成する電子工業審議会に諮り、計画が適正妥当に策定されることを期待するとともに、これを公表して電子工業合理化達成のための政府の決意と責任とを表明することを規定しております。

右の計画達成のためにとるべき主要な措置として、本案にはまた設備近代化のための所要資金の確保、合理化カルテル実施のための指示、品質管理確保のための検査設備の基準の公表等の措置が定められております。

設備資金の確保については、特

別に合理化機種に関する機械工業振興臨時措置法による特定機械と同様の方

法による日本開発銀行による融資のあつせん等を行いたいと考えております。その他の機種につきましても同銀行の通常の融資条件による資金あつせんを考えております。

次に生産分野の専門化、規格の統一、部品原材料の購入等を目的とする試験研究促進の必要なもの、(二)新たに工業生産に移す必要があるもの及び生産数量を増大する必要があるもの、(三)

の三つに分けて、それぞれ政令で定めることになつておられます。が、それぞれ当面最も急を要するものについて重点的に取り上げたいと考えております。

振興基本計画は、ただいま申し述べ

ました電子機器等ごとに目標年度を定めて策定することといたしまして、試験研究の内容とその完成の目標年度、工業生産の開始の目標年度または目標年度における生産数量、性能または品質、生産費その他生産の合理化の目標となるべき事項をそれぞれ定めることとし、さらには設備の近代化、専門生産体制の確立、規格統一の促進等の諸措置を定めることとなつておるのであります。

この計画は、電子工業に関する学識経験者等をもつて構成する電子工業審議会に諮り、計画が適正妥当に策定されるとともに、これを公表して電子工業合理化達成のための政府の決意と責任とを表明することを規定しております。

右の計画達成のためにとるべき主要

な措置として、本案にはまた設備近代化のための所要資金の確保、合理化カルテル実施のための指示、品質管理確

保のための検査設備の基準の公表等の措置が定められております。

設備資金の確保については、特

別に合理化機種に関する機械工業振興

臨時措置法による特定機械と同様の方

法による日本開発銀行による融資のあつせん等を行いたいと考えております。

その他の機種につきましても同銀

行の通常の融資条件による資金あつせ

んを考えております。

次に生産分野の専門化、規格の統

一、生産品種及び使用する部品の規格の統

合化カルテルを締結させることにした次第

は、現行独禁法に規定する合理化カル

テルの趣旨をさらに一歩前進させて、

合理的化の必要なものの三つに分けて、試

験研究促進の必要なもの、(二)新たに

工業生産に移す必要があるもの及び生

産数量を増大する必要があるもの、(三)

の三つに分けて、それぞれ政令で定めることになつておられます。が、それぞれ当面最も急を要するものについて重点的に取り上げたいと考えております。

振興基本計画は、ただいま申し述べ

ました電子機器等ごとに目標年度を定

めて策定することといたしまして、試

験研究の内容とその完成の目標年度、

工業生産の開始の目標年度または目標

年度における生産数量、性能または品

質、生産費その他生産の合理化の目標

となるべき事項をそれぞれ定めること

とし、さらにこれらの実現をはかるた

めに、設備の近代化、専門生産体制の確立、規格統一の促進等の諸措置を定めることとなつておるのであります。

この計画は、電子工業に関する学識経

験者等をもつて構成する電子工業審議

会に諮り、計画が適正妥當に策定され

ることを期待するとともに、これを公

表して電子工業合理化達成のための政

府の決意と責任とを表明することを規

定しております。

右の計画達成のためにとるべき主要

な措置として、本案にはまた設備近代化

のための所要資金の確保、合理化カル

テル実施のための指示、品質管理確

保のための検査設備の基準の公表等の措

置が定められております。

設備資金の確保については、特

別に合理化機種に関する機械工業振興

臨時措置法による特定機械と同様の方

法による日本開発銀行による融資のあつせん等を行いたいと考えております。

その他の機種につきましても同銀

行の通常の融資条件による資金あつせ

んを考えております。

次に生産分野の専門化、規格の統

一、生産品種及び使用する部品の規格の統

合化カルテルを締結させることにした次第

は、現行独禁法に規定する合理化カル

テルの趣旨をさらに一歩前進させて、

合理的化の必要なものの三つに分けて、試

験研究促進の必要なもの、(二)新たに

工業生産に移す必要があるもの及び生

産数量を増大する必要があるもの、(三)

の三つに分けて、それぞれ政令で定めることになつておられます。が、それぞれ当面最も急を要するものについて重点的に取り上げたいと考えております。

振興基本計画は、ただいま申し述べ

ました電子機器等ごとに目標年度を定

めて策定することといたしまして、試

験研究の内容とその完成の目標年度、

工業生産の開始の目標年度または目標

年度における生産数量、性能または品

質、生産費その他生産の合理化の目標

となるべき事項をそれぞれ定めること

とし、さらにこれらの実現をはかるた

めに、設備の近代化、専門生産体制の確立、規格統一の促進等の諸措置を定めることとなつておるのであります。

この計画は、電子工業に関する学識経

験者等をもつて構成する電子工業審議

会に諮り、計画が適正妥當に策定され

ることを期待するとともに、これを公

表して電子工業合理化達成のための政

府の決意と責任とを表明することを規

定しております。

右の計画達成のためにとるべき主要

な措置として、本案にはまた設備近代化

のための所要資金の確保、合理化カル

テル実施のための指示、品質管理確

保のための検査設備の基準の公表等の措

置が定められております。

設備資金の確保については、特

別に合理化機種に関する機械工業振興

臨時措置法による特定機械と同様の方

法による日本開発銀行による融資のあつせん等を行いたいと考えております。

その他の機種につきましても同銀

行の通常の融資条件による資金あつせ

んを考えております。

次に生産分野の専門化、規格の統

一、生産品種及び使用する部品の規格の統

合化カルテルを締結させることにした次第

は、現行独禁法に規定する合理化カル

テルの趣旨をさらに一歩前進させて、

合理的化の必要なものの三つに分けて、試

験研究促進の必要なもの、(二)新たに

工業生産に移す必要があるもの及び生

産数量を増大する必要があるもの、(三)

の三つに分けて、それぞれ政令で定めることになつておられます。が、それぞれ当面最も急を要するものについて重点的に取り上げたいと考えております。

振興基本計画は、ただいま申し述べ

ました電子機器等ごとに目標年度を定

めて策定することといたしまして、試

験研究の内容とその完成の目標年度、

工業生産の開始の目標年度または目標

年度における生産数量、性能または品

質、生産費その他生産の合理化の目標

となるべき事項をそれぞれ定めること

とし、さらにこれらの実現をはかるた

めに、設備の近代化、専門生産体制の確立、規格統一の促進等の諸措置を定めることとなつておるのであります。

この計画は、電子工業に関する学識経

験者等をもつて構成する電子工業審議

会に諮り、計画が適正妥當に策定され

ることを期待するとともに、これを公

表して電子工業合理化達成のための政

府の決意と責任とを表明することを規

定しております。

右の計画達成のためにとるべき主要

な措置として、本案にはまた設備近代化

のための所要資金の確保、合理化カル

テル実施のための指示、品質管理確

保のための検査設備の基準の公表等の措

置が定められております。

設備資金の確保については、特

別に合理化機種に関する機械工業振興

臨時措置法による特定機械と同様の方

法による日本開発銀行による融資のあつせん等を行いたいと考えております。

その他の機種につきましても同銀

行の通常の融資条件による資金あつせ

んを考えております。

次に生産分野の専門化、規格の統

一、生産品種及び使用する部品の規格の統

合化カルテルを締結させることにした次第

は、現行独禁法に規定する合理化カル

テルの趣旨をさらに一歩前進させて、

合理的化の必要なものの三つに分けて、試

験研究促進の必要なもの、(二)新たに

工業生産に移す必要があるもの及び生

産数量を増大する必要があるもの、(三)

の三つに分けて、それぞれ政令で定めることになつておられます。が、それぞれ当面最も急を要するものについて重点的に取り上げたいと考えております。

振興基本計画は、ただいま申し述べ

ました電子機器等ごとに目標年度を定

めて策定することといたしまして、試

験研究の内容とその完成の目標年度、

工業生産の開始の目標年度または目標

年度における生産数量、性能または品

質、生産費その他生産の合理化の目標

となるべき事項をそれぞれ定めること

とし、さらにこれらの実現をはかるた

めに、設備の近代化、専門生産体制の確立、規格統一の促進等の諸措置を定めることとなつておるのであります。

この計画は、電子工業に関する学識経

験者等をもつて構成する電子工業審議

会に諮り、計画が適正妥當に策定され

ることを期待するとともに、これを公

表して電子工業合理化達成のための政

府の決意と責任とを表明することを規

定しております。

右の計画達成のためにとるべき主要

な措置として、本案にはまた設備近代化

のための所要資金の確保、合理化カル

テル実施のための指示、品質管理確

保のための検査設備の基準の公表等の措

置が定められております。

設備資金の確保については、特

別に合理化機種に関する機械工業振興

臨時措置法による特定機械と同様の方

法による日本開発銀行による融資のあつせん等を行いたいと考えております。

昭和三十二年五月十日印刷

昭和三十二年五月十一日印刷

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局